

一般社団法人日本家族心理学会 定款細則

制 定：2018年4月29日

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人日本家族心理学会定款の定款第43条に基づき、以下の諸規定を設ける。

第2章 入会費及び会費

(入会金及び会費)

第2条 入会金および会費は次のとおりとする。

- 2 入会金は、2,000円とする。
- 3 会費は、事業年度ごとに次のとおりとする。
 - (1) 一般会員 8,000円とする。
 - (2) 減額会員 夫婦ともに正会員として入会が承認された場合は、申告により、入会承認第2順位者の会員は機関誌配布を受けないとの条件のもとに、4,000円とすることができる。
 - (3) 学生会員 大学院に在学する場合は、申告により、5,000円とすることができる。
 - (4) 名誉会員 免除する。
 - (5) 賛助会員 20,000円とする。
- 4 入会金は入会時に、また会費は毎年4月末までに納入しなければならない。

第3章 代議員選挙

(選挙管理委員会)

- 第3条 本細則第3章および第4章の選挙の管理業務は、選挙管理委員会を組織して、適正に実施する。
- 2 理事長は、理事会の決議により、役員以外の会員から選挙管理委員若干名を選任し、選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長1名を選任する。
 - 3 選挙管理委員会は代議員および監事選出に関わる選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成し、これを全会員に公示する。
 - 4 選挙管理委員会の任期は、社員総会での役員の選任及び就任承諾確認までの期間とする。

(代議員の選出)

第 4 条 代議員は正会員による直接選挙によって選出される。

2 代議員は、当分の間 27 名とする。

(選挙)

第 5 条 代議員の選挙は推薦立候補制とし、選挙管理委員会は以下の業務を行う。

(1) 代議員選挙実施日程の公示

管理委員会は前条代議員選出選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書（第 3 条 3 項）を作成し、これを全会員に公示しなければならない。

(2) 選挙台帳の公示

選挙台帳は、選挙が行われる年の前年 10 月 1 日現在の正会員名簿に記載された会員をもって作成され、これに記載された会員のみが等しく選挙権と被選挙権を有する（以下「有権者」という）。

(3) 代議員候補者の受付

選挙管理委員会は選挙の 2 ヶ月前まで、代議員候補者についての推薦を選挙管理委員会が指定する書面にて受け付ける。推薦は、自薦（立候補）あるいは 1 名以上の有権者が推薦し被推薦人の同意を得た他薦による。

(4) 被選挙人名簿の作成

管理委員会は選挙の 1 ヶ月前までに、代議員候補者名簿を作成し、有権者に公示しなければならない。

(5) 代議員の立候補者数が定員数に満たない場合は、その受付締切を最大二週間延長することができる。

(6) 投票は所定の用紙を用いた 2 名連記、無記名の郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

(7) 選挙の実施と開票結果の確定

本細則により厳正な選挙の実施と開票結果の確定を行う。有権者は開票に立会うことができる。

(8) 選挙結果の公告

開票業務の終了後、その結果（投票数・投票率及び当選者と次点者の得票数を含む）を速やかに全会員に公告する。

(当選者の決定)

第 6 条 当選者の決定は、得票順による。ただし、次の場合はこの限りではない。

(1) 同点者の生じた場合は抽選による。

(2) 代議員に欠員が生じた場合は、次点者をもって補う。ただし、次回改選期日の 1 年以前に限りこれを適用する。

2 前項 2 号によって選出された者の任期は、前任者の残りの期間とする。

第 4 章 理事及び監事候補者の選出及び補欠規定

(理事及び監事候補者の選出)

第 7 条 当分の間理事候補者は代議員の互選により 11 名を選出する。

- 2 前項の選出方法は、3 名連記、無記名投票により行い、当選は得票順とし、同点者の出た場合は抽選による。
- 3 前項により選出された候補者を社員総会において理事として選任する。
- 4 監事は監事候補者を代議員選挙とあわせて単記無記名で選出し、社員総会において選任する。
- 5 代議員と監事候補者の両者に当選した者が生じた場合には代議員の当選を先とし、監事候補者は次点得票者とする。

(理事又は監事の補欠)

第 8 条 理事又は監事が欠けた場合に備えて、当該理事又は監事候補書が選出された選挙における次点得票者を、補欠の理事又は監事として社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の補欠の理事又は監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第 5 章 会員への通知

(通知)

第 9 条 社員総会で決議された事項については、当該社員総会終結後、遅滞なく会員に対してその内容を通知しなければならない。

第 6 章 附 則

(附 則)

第 10 条 この定款細則の改正は、社員総会の決議を経なければならない。ただし、その場合の定足数、決議方法は、定款第 21 条に準ずる。

- 2 本細則は、2017 年 4 月 3 日より施行する。
- 3 本細則は、2018 年 4 月 29 日に一部改定し、同日より施行する。